

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	茨田大宮第2住宅(7号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区	三精テクノロジーズ(株)	108,900,000	令和6年1月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	住吉消防署万代出張所建替に伴う消防情報システム署所設備工事	10:電気通信工事	住吉区	富士通Japan(株)	3,300,000	令和6年1月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	大正会館吸収冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正区	パナソニック産機システムズ(株)	1,024,760	令和6年1月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	令和5年度 舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花	(株)カワサキマシシステムズ	6,875,000	令和6年1月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	中浜流注場 浄化槽汚泥圧送ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	古河産機システムズ(株)	8,580,000	令和6年1月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	生野区役所自動扉装置入替等修繕	14L:建具工事	生野区	ナブコドア(株)	616,000	令和6年1月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	南津守第1住宅(1・2号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西成区	日本オーチス・エレベータ(株)	47,773,000	令和6年1月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	令和5年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西成区	東芝インフラシステムズ(株)	445,500,000	令和6年1月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	大阪市中央卸売市場東部市場直流電源設備修繕	04:電気工事	東住吉区	(株)GSユアサ	6,050,000	令和6年2月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三菱電機ビルソリューションズ(株)	4,149,200	令和6年2月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	大正区役所2階自動扉装置入替等修繕	14L:建具工事	大正区	ナブコドア(株)	2,112,000	令和6年2月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	大阪市中央卸売市場南港市場市ポイラー設備修繕(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	(株)日本サーモエナー	2,996,400	令和6年2月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	中野中学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区 阿倍野区 生野区 西成区	東芝エレベータ(株)	103,620,000	令和6年2月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	令和5年度 平野下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区 住之江区 西淀川区 此花区	(株)日立製作所	479,600,000	令和6年2月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
15	大阪市西淀川区役所各所パッケージ型空調機修繕(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	西淀川区	パナソニック産機システムズ(株)	11,444,400	令和6年2月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	柴島浄水場第2配水ポンプ場配水ポンプ回転速度制御設備外改良に伴う既設配水管理設備1改造その他工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区 此花区	横河ソリューションサービス(株)	127,600,000	令和6年2月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
17	北部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備緊急補修工事	04:電気工事	北区 福島区 此花区 西淀川区 淀川区 東淀川区	野里電気工業(株)	25,960,000	令和6年2月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K11	
18	木津中学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区 東住吉区	フジテック(株)	67,430,000	令和6年2月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
19	保健所庁舎(安土町複合施設)改修整備昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	中央区	東芝エレベータ(株)	142,120,000	令和6年2月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	安立小学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区 東淀川区 鶴見区 生野区	三精テクノロジーズ(株)	76,450,000	令和6年2月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	令和5年度 放出下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 東成区 港区 西淀川区 淀川区 此花区	東芝インフラシステムズ(株)	377,300,000	令和6年2月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	大宮小学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	旭区 平野区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	64,229,000	令和6年3月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
23	令和5年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所	7,062,000	令和6年3月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	大阪市中央卸売市場本場西棟環境配慮改修工事(緊急)	02A:建築工事	福島区	(株)林建設	26,901,600	令和6年3月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K15	

随意契約理由書

1 案件名称

茨田大宮第2住宅(7号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

住吉消防署万代出張所建替に伴う消防情報システム署所設備工事

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

消防情報システム署所設備は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る設備で、本案件は、消防署及び出張所の工事に伴い当該署所設備の設置（改修、撤去）を行う工事である。

本工事は、消防情報システム開発・納入業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本工事を履行することができない。

消防情報システム開発・納入業者である富士通株式会社は、消防情報システム関連事業について、上記業者に事業を承継しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務が履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

大正会館吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大正会館の3階系統空調設備のガス吸収冷温水機（以下、当該設備という。）の真空系消耗部品の取替を行い、設備の性能維持を図るものである。

当該設備は平成23年（2011年）に設置後12年経過しており、真空系消耗部品の経年劣化により当該設備内に真空漏洩が発生しており、現在の状況で使用し続けると、突然当該設備が停止するなど大きな不具合に発展する可能性がある。このため、当該設備の故障、トラブルを回避するべく本件修繕を実施し、当該施設を良好な状態を維持することにより長寿命化を図るとともに市民利用施設として市民等利用者の安全・安心を確保する。

当該設備はパナソニック産機システムズ(株)（旧三洋電機産機システムズ(株)）が設計製作したもので、取替部品も他社で製作しておらず、設計製作者独自の技術を持つことが必要となる。また、製作会社以外の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することができる業者は、製作会社であるパナソニック産機システムズ(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（06-4394-9743）

随意契約理由書

- 1 修繕名称：令和5年度 舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由： 今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。
自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行うものである。
本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を果たせる必要がある。
以上のことから、製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 浄化槽汚泥圧送ポンプ修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、中浜流注場の浄化槽汚泥圧送ポンプの性能低下が生じていることから、修繕を行い、性能復旧を図るものである。

本圧送ポンプは、浄化槽汚泥の処理水を中浜下水処理場へ送水する機器であり、古河産機システムズ (株) が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該機器を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者である古河産機システムズ (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3328)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所自動扉装置入替等修繕

2 契約相手方

ナブコドア（株）

3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所夜間出入口の自動扉装置の機能維持に必要な修繕を行うものであり、装置が故障した場合には自動扉の開閉に不具合が生じ、利用者の安全性を確保できなくなる恐れがある。

そのため、経年劣化により摩耗している駆動装置等部品の取り替え及び修繕を行う必要がある。

本装置は、ナブコドア（株）が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、ナブコドア（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号06-6715-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

南津守第1住宅(1・2号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

- 1 工事名称 : 令和5年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方 : 東芝インフラシステムズ(株)
- 3 随意契約理由 : 本工事は、津守下水処理場における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。
本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。
施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。
既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。
また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。
よって、東芝インフラシステムズ(株)と契約締結するものである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署 : 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7894)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場直流電源設備修繕

2 選定業者

株式会社GSユアサ

3 随意契約理由

本修繕は、場内停電時の非常照明設備用の電源、受変電設備の制御用電源として株式会社GSユアサが製作及び施工した直流電源設備の経年劣化に伴い、停電等非常時に正常に機能しない恐れがあるため、制御弁式据置鉛蓄電池の取り替え、それに伴う整流器盤内の部品の取替及び調整を行うものである。

修繕にあたっては、既存の設備及び直流電源回路を利用することから、内部構造を十分に理解している必要があり、また、非常時の直流負荷の運転を保障する必要もある。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、製作した株式会社GSユアサのみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備補修工事

2 選定業者

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本件は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、保守点検の結果に基づき、巻上ロープ等の取替を行うものである。

本件対象のエレベーターは、三菱電機株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該エレベーターの製造者である三菱電機株式会社は、エレベーター保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社に委譲している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であり、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所 2 階自動扉装置入替等修繕

2 契約相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所に設置している自動扉について経年劣化がひどく進行していることから、当該箇所の部品交換及び修繕を行うものである。

当該自動扉は、ナブコドア株式会社が独自に設計製作したものであり、同社部品は他社製品との互換性がないことから、本修繕を実施するにあたり、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、大正区役所業務に影響を及ぼすことなく、当該設備について一貫した責任と性能を保証し、本修繕を実施することができるのはナブコドア株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所総務課（電話番号 06-4394-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 市ボイラー設備修繕(その2)

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場本館棟蓄熱槽室に設置されているボイラー設備の修繕を行うものである。

当該ボイラー設備は、本館棟施設用の熱水を作るための設備であるが、その基幹部位である熱交換器が経年劣化により漏水しているため能力が低下しており、今後漏水が悪化すると熱水を作れなくなる恐れがあるため、本修繕にて熱交換器本体及び構成部品を新品に取り替えるとともに、試運転調整を行う。

当該機器については、株式会社日本サーモエナーが工事・施工したもので、本修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

中野中学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本昇降機設備は、東芝エレベータ株式会社 関西支社が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 平野下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、平野下水処理場外4か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市西淀川区役所各所パッケージ型空気調和機修繕（その2）

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

本設備は、西淀川区役所各所の空気環境を適正に保持することを目的に設置されているものであり、現在、室内外の各機器が経年劣化に伴い不具合が生じ作動しない状態となっている。

そのため、正常な状態へと早急に復旧させる必要があることから、各機器の交換及び試運転調整を本修繕で実施するものである。

本設備は、三洋電機（株）が製作したものであり、同社製の集中リモコンと連動して可動している。現在の仕様で引き続き利用するためには、施工にあたり製作者独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難であり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕については三洋電機（株）を完全子会社化したパナソニック（株）の業務用空気調和機に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ（株）に特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所総務課（電話番号 06-6478-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第2配水ポンプ場配水ポンプ回転速度制御設備外改良に伴う既設配水管理設備1改造その他工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場第2配水ポンプ場配水ポンプ回転速度制御設備外改良、北港加圧ポンプ場加圧ポンプ設備改良、北港加圧ポンプ場受配電設備改良、舞洲給水塔次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴い、大阪市水道局柴島浄水場の既設配水管理設備1及び北港加圧ポンプ場の既設監視制御設備並びに舞洲給水塔の既設監視制御設備の改造を行うものである。

当該設備は、横河電機(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である横河電機(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

ただし、当該設備にかかる事業は、横河電機(株)から横河ソリューションサービス(株)へ事業承継されている。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1. 工事名称

北部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備緊急補修工事

2. 契約の相手方

野里電気工業（株）

3. 随意契約理由

本工事は、北部方面管内（北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区）の道路公園付属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際にランプや器具を交換し、正常状態への復旧や、交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置を施すための工事であり、休日や夜間の時間帯も緊急工事を行うものである。

上記のような補修工事は、通常、各方面単位で、「道路照明灯等道路公園付属設備補修工事」として、毎年度入札により業者を決定し、途切れることの無い工事期間を確保している。

しかし、令和6年1月11日に、「令和6年度北部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備補修工事」の開札があったが、取止めとなった。これにより、現在の既契約工事は、工程上、令和6年2月20日24時までが実作業となっているため、再発注を行っても、令和6年2月21日0時以降の補修工事の開始には、契約締結が間に合わないこととなった。

工事の空白期間ができることにより、補修工事が出来ず、これによる事故や犯罪があった場合には、維持管理上の瑕疵を問われる可能性がある。

そのため、短期間で工事体制及び資材等の準備を行うことができる体制の整っている、現在の補修工事（令和5年度北部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備補修工事）を受注している野里電気工業（株）と随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

木津中学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック株式会社が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

保健所庁舎（安土町複合施設）改修整備昇降機設備工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ（株）の製造・施工により、安土町複合施設に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取り換え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品の調整・再使用をする必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ（株）にて製作している機器を使用しなければならない。

利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者でしか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である東芝エレベータ（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2381）

随意契約理由書

1 案件名称

安立小学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ㈱

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 放出下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、放出下水処理場外7か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大宮小学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕

2 契約の相手方

(株) 前川製作所

3 随意契約理由

本件は、水産卸売場棟低温化設備の定期保守点検において、各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、(株) 前川製作所が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、(株) 前川製作所のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ (電話番号 06-6756-3955)

緊急随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場西棟環境対策工事（緊急）

2 契約相手方

株式会社 林建設

3 随意契約理由

令和5年4月に市場西棟4階事業者倉庫区域の部分火災により発生した火災のごみである耐火被覆材から石綿の含有が判明し、市場西棟全域を調査した結果、規制対象となる含有量を超えた石綿の含有が判明した。

労働基準監督署からは、労働安全衛生法に基づき、石綿の除去、封じ込め、囲いこみ等石綿対策の速やかな実施について行政指導を受けている。

同様に、本市環境局からも「市設建築物の石綿含有吹付け材等に係る維持管理基準」を満たしていないため、指導を受けている。

市場西棟のうち、火災発生区域及び隣接区域については、火災により天井が消失及び損傷し、建築基準法上、必要となる鉄骨梁の耐火被覆が行われていないことや、火災報知設備の消失により防災上の未警戒区域となり、当該区域は関係法令に違反状態であるため、早急に復旧するよう所轄消防署から行政指導を受けている。また、2階専有区画（西側）一部については、店舗事務所区画内の配管に水漏れが発生しており、敷設付近の石綿を除去しなければ、修繕工事を行えない状況であるため、その他の箇所に行先して今年度に石綿対策を行う必要がある。

以上のことから、市場関係者の労働安全環境の確保及び市場西棟の機能運営のために、石綿飛散防止を早急に行う必要があるが、競争入札に付するにあたり、詳細な設計などの入札準備には1年以上の期間を要し、工事着工までに市場関係者の労働安全環境を守れない状況となるため緊急随意契約を行うものである。

なお、石綿対策としては封じ込め工法を用いるが、対策後に耐火被覆材の剥落を想定すると、通常の封じ込め工法では表面を固化させるのみに留まり、剥落した際は石綿が飛散する恐れがあるため、市場関係者の労働安全環境の確保ができない。そのため、耐火被覆材の奥深くまで浸透させ、石綿繊維を非針状化することにより無害化が図れるCAS工法を採用することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 事業者の決定

競争性を可能な限り確保する観点から、

- ①本市の入札参加資格を有する
- ②CAS工法での施工実績がある

上記2つの条件を満たす複数事業者から見積を徴取し、最も安価である株式会社林建設を契約相手方として決定した。

6 担当部署

中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）